

特定のエリアにおける市町のまちづくりの方針に沿った建築物  
を建築する場合

市町長が設定した特定のエリアにおいて、市町のまちづくりの方針に沿った建築物を建築する場合、次に掲げる各項のいずれにも該当すること。

- 1 当該申請に係る立地区域は、市町長が設定した次のエリア内であること。
  - (1) 高知大学医学部から概ね2 km以内の区域
  - (2) 高知自動車道伊野インターチェンジから概ね1 km以内の区域
  - (3) 国道33号高知西バイパス枝川インターチェンジから概ね1 km以内の区域
  - (4) 国道33号高知西バイパス是友インターチェンジから概ね1 km以内の区域
  - (5) 国道33号高知西バイパス天神インターチェンジから概ね1 km以内の区域
  - (6) 国道33号高知西バイパス鎌田インターチェンジから概ね1 km以内の区域
  - (7) 四国横断自動車道南国インターチェンジから概ね1 km以内の区域
  - (8) 高知東部自動車道なんこく南インターチェンジから概ね1 km以内かつ国道55号及び国道32号道路境界から両側100 mの区域
  - (9) 高知東部自動車道高知龍馬空港インターチェンジから概ね1 km以内かつ国道55号道路境界から両側100 mの区域（ただし、南国市道下啗内1号線及び南国市道茨西空港線以西とする。）
- 2 予定建築物の用途は、建築基準法別表第2（ほ）項第2号、（り）項第2号若しくは第3号に掲げる用途に供しないこと。
- 3 予定建築物は、市町のまちづくりの方針に沿ったものであり、かつ周辺の土地利用等に照らし支障がない旨の地元市町長の意見書が添付されること。